

市 道 路 線 の 変 更 に つ い て

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

路線名	変更前後 の 別	起 点	終 点
8220	前	鹿沼市上南摩町 702 番 1 地先	鹿沼市上南摩町 665 番地先
	後	鹿沼市上南摩町 683 番 5 地先	鹿沼市上南摩町 1901 番地先